

ハラスメントってなんだろう？

ハラスメントとは、相手が嫌がることをして、不快や不安を感じさせる行為です。相手の人格や気持ちを無視し、不快な態度や言葉・行動で嫌悪感を与えたり、脅かしたり、抑えつけたりすることを指します。

また、する気がなくても、親しみや冗談のつもりでも、受け手が「嫌だ」と感じたらハラスメントです。

ハラスメントは人権侵害です！

人権侵害とは、人が生まれながらに持つ自由・平等・尊厳などの権利を不当に傷つけることです。行為した側に意図がなくても、受け手が「尊厳を傷つけられた」と感じれば、それは人権侵害です。絶対に許されません。

ハラスメントはなぜ起きる？

背景には、多くの場合“力関係”があります。立場・人数・体力など、優位な状況を背景に威圧的な態度をとったり、人格を否定する言動をしたり、しつこくからかったり、仲間外れにしたり…。

「相手が拒否や不快を示さない」＝「合意」ではありません。「冗談だから…」、「この程度なら…」と思ひ込み、軽い気持ちで発した言葉に相手が傷つく場合があります。相手の立場や気持ちを尊重し、人を気遣うことは、ハラスメント防止の基本です。

「何がハラスメントか」を知り、相手の気持ちになって考え、行動しましょう。



※すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、逗子市では、令和7年3月に「逗子人権を尊重するまちづくり指針」を策定しました。

ちょっと待って！

あなたはハラスメントしていませんか？

ハラスメントは、誰もがわかる嫌がらせや、恫喝、暴力ではありません。誰かを不快な気持ち、不安な気持ちにさせたら、ハラスメントです。

軽い気持ちでしてしまう仲間外しや、からかい、無視など、人を不快や不安にしようとするハラスメントには、意識していない様々な言葉や態度もあります。

ハラスメントは、力や優位性を持つ側だけが起こす人権侵害ではありません。あなたは、無意識のうちに、加害者になっていませんか？

誰かを不快にさせたり、不安にさせたりしていないか、もう一度、考えてみましょう。

もし、自分が誰かにハラスメントをしてしまったと気づいた時は、「あの時はひどいことをしてしまってごめんなさい…」と、心から相手に謝りましょう。



相談先

先生や親には話にくいけど、どうしていいかわからない、誰も気づいてくれない…。

このような悩みがあったら、迷わず電話で相談を！
「周りでこんなことで困っている人がいる」という相談でもいいです。
ひとりで悩む前に、相談をしましょう！

逗子市の相談窓口 祝日・年末年始を除く
(電話受付時間／平日 午前8時30分～午後5時00分)

●教育研究相談センター（療育教育総合センター内）
電話 **046-872-2898 046-872-9498**

●こども家庭センター（子育て支援課内）
電話 **046-873-1111** (内線542)

法務省の相談窓口 祝日・年末年始を除く
(電話受付時間／平日 午前8時30分～午後5時15分)



インターネット
人権相談
受付窓口

●子どもの人権110番
0120-007-110 (フリーダイヤル)

※メールやラインでも相談できます。

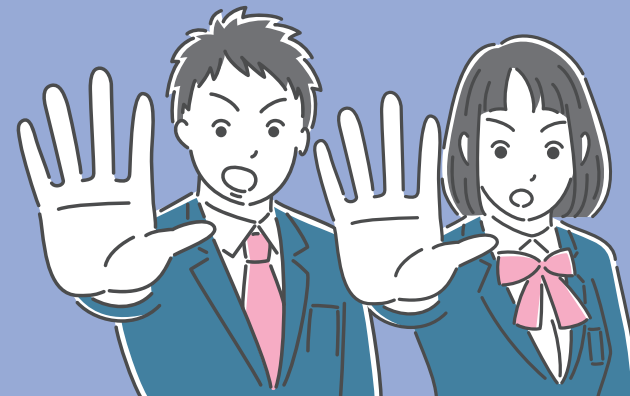


LINE
じんけん相談

STOP!!

ザ・スクールハラスメント

みんなが、
安心して過ごせる学校に！



ハラスメントは、重大な「人権侵害」です！
絶対に、許してはいけません！！
学校の中で起きる、
ハラスメントについて考えてみましょう！

製作／発行 逗子市教育委員会

神奈川県逗子市逗子5-2-16 電話 046-873-1111 (代)